

Q

弁護士会のADRとはどのような手続なの？

A

弁護士があっせん人となって話し合いによる円満解決を目指す手続です

詳しい説明

弁護士会のADRは、弁護士が、中立の立場で「和解のあっせん人」となって、当事者の言い分をよく聞いて、当事者間での自主的な和解による解決を援助、促進する手続です。

このように、弁護士会ADRは、話し合いによる円満な解決を目指す手続です。

様々な紛争に関して、双方が、弁護士という法律の専門家から事情に応じた法的助言を得ることで、互いに歩み寄る可能性があるような事案に有効であるといえます。

詳しい説明

「災害ADR」とは、大規模な災害に起因する紛争の解決に関して、熊本県弁護士会のADRを利用する方々の経済的・手続的負担を軽減するため設けられた手続です。平成28年熊本地震に起因する紛争にも適用され、今般、「令和8年熊本地震」に起因する紛争にも適用されることになりました。

「令和8年熊本地震」に起因して、様々なトラブルの発生が予想されますので、そのようなトラブルでお困りのときは、「災害ADR」を是非ご活用ください。

A

申立手数料**無料**、成立手数料も下の表をもとに**減額**等を事情に応じて検討します

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5%+3万円
300万円超～3000万円以下	1%+15万円
3000万円超	0.5%+30万円

(別途消費税が加算されます)

災害ADR利用の費用は？

Q

災害ADR手続の流れ

1 申込み、申立て(WEBフォーム又は申込用紙)

熊本県弁護士会のホームページ(下記のQRコード)に掲載されている「災害ADR申込フォーム(Web)」による方法又は下記の「災害ADR申込用紙」を熊本県弁護士会紛争解決センター宛に郵送またはFAXする方法のいずれかにて申込みを行う。その後、選任されたサポート弁護士が電話連絡にて申立ての内容を聞き取り、申立書を作成・提出し、申立て完了。

2 申立ての受付

相手方に連絡し、話し合いに応じてもらえるよう要請。応じる場合はあっせん期日を設定、応じない場合は、手続終了。

3 あっせん期日

あっせん人が双方の言い分をよく聞き、和解のあっせんを行う。あっせん期日は、原則3回以内。話し合いを重ねても解決に至らない場合は、手続終了。

4 和解成立

和解成立した場合、「和解契約書」を作成して手続終了。申立人と相手方とで、成立手数料を負担する。

窓口はこちら

熊本県弁護士会紛争解決センター

住所 〒860-0844

熊本市中央区水道町9番8号

TEL 096-325-0913 / FAX 096-325-0914

〈申込み〉

WEBフォームから申し込むか、申込用紙を郵送またはFAXしてください。後日弁護士から内容確認の電話連絡等を行います。

熊本県弁護士会 紛争解決センター 御中 (FAX: 096-325-0914)

令和8年熊本地震 ADR申込用紙

(申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申込 人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手 方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争 類型	☐ 雇用関係 ☐ 借地借家 ☐ 近隣問題 ☐ 建物やマンションの修繕 ☐ 損害賠償 ☐ その他		

災害ADR申込フォーム(Web)のQRコード

